



「働き方改革」に取り組む 事業主の皆様を支援します

人手不足に対応
するには

助成金を
利用したい

非正規労働者の
待遇を改善したい

賃金引上げに活用できる
国の支援制度を知りたい

顧客や従業員の
研修会を開催したい

労働時間や勤務形態を見直したい

勤務時間

残業

時短

フレックス

年休

36協定・就業規則に
ついて詳しく知りたい

事業主の皆さまの「お悩み」に
専門家が为您解答いたします

相談
支援 **無料**

STEP1

電話・メール
でご相談ください

STEP2

専門家を派遣し、
お手伝いいたします

滋賀働き方改革推進支援センター

どうぞお気軽に、
ご相談ください

電話

0120-100-227

URL

www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/

e-mail

hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp

開設時間

9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝・盆休み・年末年始除く)

住所

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階
滋賀経済産業協会内



↑HPはこちら

滋賀働き方改革推進支援センター 宛

Web相談フォームはこちら→

<http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/mail.html>



事業所名			ご担当者名		
住所	〒			業種	
電話			F A X		
E-m a i l			@		
訪問希望日	令和	年	月	日 ()	
	令和	年	月	日 ()	
	令和	年	月	日 ()	
相談内容	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 労働時間・労務管理 <input type="checkbox"/> 賃金引上げ <input type="checkbox"/> 人手不足について <input type="checkbox"/> 助成金全般について <input type="checkbox"/> その他 ()				

働き方改革関連法の主なポイント

1

時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間

原則

2019年4月1日より
※中小企業は2020年4月より

※臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、
単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間
(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。
原則である月45時間を超えることができるのは月6回までです。

2

年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より

3

同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より

※中小企業のパートタイム労働者・
有期雇用労働者については
2021年4月より適用

「何からはじめればいいのかわからない」とお悩みの事業主のみなさま
「お悩み」解決に向けて、一緒に取り組みましょう!